

北きりしま物産センター指定管理者募集要項
(令和9年4月1日～令和14年3月31日)

農業振興課

北きりしま物産センター指定管理者募集要項

北きりしま物産センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1. 施設の概要

(1) 名称

北きりしま物産センター

(2) 所在地

小林市南西方 1191 番地 1

(3) 設置目的

農畜産物及び特産品の展示販売及び農畜産物産地形成の促進を図るため、地方自治法第 244 条第 1 項の規定に基づき設置されたもの。

(4) 設置年月

平成 6 年 5 月

(5) 施設概要

敷地面積	6,873.8 m ²
構造	鉄骨造、平屋建
床面積	532.0 m ²
建物敷地面積	888.0 m ²

2. 管理業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、その業務の詳細については、別添仕様書のとおりとします。

- (1) 北きりしま物産センターの運営及び維持管理に関すること
- (2) 北きりしま物産センターの事業の計画及び実施に関すること
- (3) 北きりしま物産センターの利用の許可及び制限に関すること
- (4) 適格請求書（以下、インボイス）発行事業の登録及び発行したインボイスの保存等の事務に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務

3. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間

4. 管理の基準

- (1) 管理に関しては、北きりしま物産センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年小林市条例第 172 号。以下「設置条例」という。）、北きりしま物産センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年小林市規則第 162 号。以下「施行規則」という。）、本募集要項、別添北きりしま物産センター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところにより行うものとします。

(2) 関係法令の遵守

前号のほか、次に掲げる法令及びこれらと関連する法令等を遵守して業務を遂行するものとします。

- ①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ②労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ③労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ④その他の関係法令等

(3) 環境への配慮

管理業務の実施に当たっては、次に掲げる事項の配慮に努めてください。

- ①電気等エネルギーの効率的利用に努めること。
- ②廃棄物の発生抑制、適正処理に努めること。
- ③リサイクルの推進に努めること。
- ④環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）に努めること。
- ⑤その他環境負荷の低減に努めること。

(4) 業務の一括委託の禁止

管理業務はその全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、その一部について、あらかじめ市長が適当と認めるときは、この限りではありません。

(5) 地域での雇用及び物品の調達等

管理業務の実施に当たり、職員の採用、物品の調達、再委託等を行う場合は、本市経済の活性化及び市内中小企業の育成のため、地域での雇用について極力配慮するとともに、市内の企業を優先して活用してください。

5. 管理業務に要する経費

(1) 指定管理者の収入

- ①市は、指定管理者に対して管理業務に必要な経費を予算の範囲内で指定管理料として支払います。
- ②駐車場の利用料金（以下「利用料金」という。）は指定管理者の収入とします。

(2) 業務に必要な経費

- ①指定管理料の金額及び支払時期については、指定管理者と協議の上、協定において定めます。
- ②市が支払う指定管理料の基準上限額は、単年度 4,450 千円（消費税及び地方消費税等を含む。）です。
- ③前号の「基準上限額」とは、施設の管理運営に当たり「最低限実施すべき業務に必要な経費（支出）の見込額」から「利用料金収入及び自主事業収入などの見込額」を差し引いた額であり、市が指定管理者に支払う指定管理料の目安となる額です。
- ④管理業務を適切に実施する中で、利用料金収入や自主事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、利用料金収入及び自主事業収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補てんは行いません。
- ⑤修繕については、1 件につき 20 万円未満を限度に指定管理者が実施し、これを超えた場合は市が実施します。

⑥備品は、現状のものを使用することとします。なお、指定管理者が持ち込んでも構いません。ただし、その場合は市の備品と区別がつくよう、その備品名を市に報告してください。

⑦指定期間中の物価変動、金利変動、税制改正その他の法令改正等に伴う経費の増加等は指定管理者の負担とします。

⑧管理業務に係る支出及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で適切に管理してください。

6. 自主事業の提案

指定管理者は、北きりしま物産センターの設置の目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により、北きりしま物産センターを活用し、独自に企画及び計画した自主事業を提案し、市の承認を得てこれを実施することができます。

7. 申請の資格

北きりしま物産センターの指定管理者の指定に係る申請の資格は、次のとおりとします。なお、(2)の⑦については、警察との連携により必要な調査を行いますので、誓約書（小林市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 18 年小林市規則第 71 号。以下「手続規則」という。）に定める様式第 4 号）及び役員全員の氏名、生年月日、自宅の住所が記載された名簿（任意様式）を各 1 部現地説明会の時に提出してください。

(1) 個人でなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

※法人格の有無は問いません。

(2) 団体又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

①法律行為を行う能力を有しないもの

②破産者で復権を得ないもの

③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

④地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

⑤市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

⑥国税又は地方税を滞納しているもの

⑦団体の役員又は経営に事実上参加している者に、次のいずれかに該当する者がいるもの

ア 代表者等が暴力団（「暴力団員による不当な労働行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げるもの」。以下同じ。）関係者である場合

イ 代表者等が暴力団関係者を使用しているもの

ウ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えているもの

エ 代表者等が暴力団関係者と密接な交際等を有しているもの

(3) 小林市内に主たる事務所又は事業所を有する団体

(4) 施設管理業務が可能な組織体制、能力を有すること。

(5) 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(6) 消費税のインボイス制度におけるインボイス発行事業者として登録を受けた又は指定管理期間

開始までの登録を受ける予定である者

(7) 申請する団体は、次の者を配置すること。

①防火管理者（甲種防火管理者の資格を有するもの）

8. 申請に必要な書類

番号	説明		備考
1	指定申請書（手続規則様式第1号）		
2	法人の場合	定款又は寄付行為の写し	
		登記事項証明書又は登記簿謄本（法務局で発行）	
	法人以外の 団体の場合	代表者の身分証明書（代表者の本籍地の市町村で発行）	
		団体の規則	
		構成員名簿（自宅の住所及び生年月日の記載のあるもの）※現地説明会時に提出	
3	申請資格に関する申立書（手続規則様式第2号）		
4	誓約書（「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡協調体制の確立についての合意書に関する取扱要領」に定める様式第4号） ※現地説明会時に提出		
5	法人住民税の完納証明書（法人所在地の市町村で発行）		・令和8年3月31日以降に発行されたもの ・納税証明書ではなく、未納がないことを証明する完納証明書です。
6	代表者の市税の完納証明書（法人所在地の市町村で発行）		
7	法人県民税の完納証明書（県税事務所で発行）		
8	法人税の完納証明（税務署で発行）		
9	消費税の完納証明書（税務署で発行）		
10	地方消費税の完納証明書（税務署で発行）		
11	管理を行う公の施設の業務計画書		令和9年度から令和13年度の5年間）
12	管理を行う公の施設での自主事業計画書		
13	管理を行う公の施設の収支計画書		
14	管理を行う公の施設での自主事業収支計画書 ※自主事業を実施しない場合は、その旨を記した書類		
15	財務諸表（令和5年度から令和7年度の3年間） 注3 参照		当該団体の経営状況を説明する書類
16	令和9年度の収支計画書（予算書）、事業計画書		

17	団体の業務内容等を説明できるもの（経歴、実績、事業概要、団体構成・名簿、パンフレットなど）	※設立年月等の理由で提出できない場合は、その旨を記した書類
18	その他市長が必要と認める書類及び別途、仕様書等で提出を求めるもの	

注 1）原本及び副本（原本のコピー）を各 1 部提出してください。

注 2）書類は全て A 4 サイズで統一してください。（発行されるものは、この限りではありません。）

注 3）法人以外の団体にあつては、相当する書類を提出してください。

9. 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 9 月 8 日（火曜）から 18 日（金曜）まで（土曜日、日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 提出方法

正本 1 部、副本 8 部の計 9 部の申請書類及び電子データを、持参の上提出してください。郵送による受付はしません。

10. 募集要項等の配布

(1) 配布資料

- ①指定管理者募集要項
- ②指定管理者業務仕様書
- ③令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度利用状況及び支出状況
- ④設置条例及び施行規則
- ⑤小林市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年小林市条例第 77 号。以下「手續条例」という。）及び手續規則

(2) 配布方法

配布資料を小林市（以下「市」という。）のホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。なお、窓口での配布はいたしません。

(3) ホームページ掲載期間

令和 8 年 8 月 3 日（月曜）から 9 月 2 日（水曜）まで

11. 現地説明会の開催

(1) 日時

令和 8 年 9 月 2 日（水曜） 午前 10 時開始

(2) 場所

小林市南西方 1191 番地 1 北きりしま物産センター建物内

(3) 参加方法

参加を希望する場合は、団体名、参加者氏名及び連絡先を明記の上、郵送、F A X、電子メール又は持参により、説明会の前日の正午までに申し込みください。

ただし、参加者数は、1 団体につき 2 名までとします。

なお、F A X、電子メールで申し込む場合は、受信確認のため、送信した旨を電話でお知らせ

ください。

(4) その他

現地説明会に出席する際は、「8. 申請に必要な書類」に記載されている「構成員名簿」及び「誓約書」を各1部現地説明会の際に提出してください。また、「10. 募集要項等の配布等」に記載されている配布資料を持参ください。

12. 申請に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年9月2日（水曜）から9月8日（火曜）まで

(2) 提出方法

質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、FAX、電子メール又は持参により、担当課に提出してください（持参する場合は、午前9時から午後5時まで）。

なお、FAX、電子メールで質問書を提出する場合は、受信確認のため、送信した旨を電話でお知らせください。

(3) 回答方法

質問書を受理した後、速やかにFAX又は電子メールにより現地説明会に参加した全団体に回答しますので、提出の際に連絡方法を指定してください。

13. 申請に関するその他の事項

(1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き変更することはできません。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 市が指定管理者の選考に関し必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 申請書類は、理由のいかんに関わらず返却しません。

(5) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、市が指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

(6) 申請書類は、小林市情報公開条例（平成18年小林市条例第10号）に基づく情報公開により公開することがあります。

(7) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(8) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

(9) 市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

14. 選定の基準

(1) 利用者の平等かつ安全な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 業務計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 業務計画書に沿った施設の管理運営を計画的かつ安定して行う人員、資力その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあること。

(4) 収支計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(5) その他市長が施設の性質又は目的に応じて別に定める事項。

15. 審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、提出された申請書書類により北きりしま物産センター指定管理者申請資格の要件に係る審査（資格審査）を行った後、市が設置する指定管理者選定委員会において、選定基準に照らして最も適当と認める団体を候補者として選定します。なお、審査の結果、「候補者なし」とする場合があります。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、申請資格の要件を満たした団体を対象に実施します。この場合における日程等については、別途申請者に連絡します。

(3) 選定結果のお知らせ

候補者の選定の結果は、申請した全団体に對し、令和8年10月下旬までに文書で通知します。

(4) 指定管理者の決定

小林市議会（以下「市議会」）の議決後、指定管理者の指定を行い告示します。

16. 基本協定・年度協定の締結

市議会の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間共通の基本協定と、年度ごとに決定する指定管理料の額や特記事項等について定める年度協定を締結します。

17. その他の事項

(1) 接触の禁止

申請者が北きりしま物産センターの指定管理者選定に係る業務に関係する市の職員若しくは指定管理者選定委員との接触により、申請及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合は、失格や指定の取消しをすることがあります。

(2) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について、小林市議会の議決を経るまでの間に指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき、市議会が指定に係る議案を否決したとき、又は市が指定管理者の指定を取消したときは、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

(3) その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

18. 責任の分担

業務における指定管理者と市の責任分担は、次のとおりです。なお下記事項以外に疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

（負担者側に●）

項目	指定管理者	小林市
施設運営（警備、企画、利用者の安全、苦情対応）	●	

施設維持管理（清掃、草刈り、保守点検、設備法定点検、衛生管理）	●	
物品管理	●	
利用許可事務	●	
行政財産目的外使用許可に係る事務		●
災害時対応（連絡体制、被害調査報告）	●	
施設の法的管理		●
施設の整備、修繕（1件の金額が20万円未満の場合）	●	
施設の整備、修繕（1件の金額が20万円以上の場合）		●
災害復旧		●
火災保険		●
施設賠償保険		●
第三者賠償保険	●	

19. 申請書及び添付書類の提出先（問い合わせ先）

小林市経済建設部 農業振興課 農業振興グループ

〒886－8501 小林市細野 300 番地

電 話 0984-23-0300

F A X 0984-22-0334

E メールアドレス k_nouson@city.kobayashi.lg.jp

北きりしま物産センター指定管理者選定スケジュール

区分	時期
第1回選考委員会	7月31日（金）
周知方法	広報8月15日号、HP掲載
募集要項・資料配布	8月3日（月）～9月2日（火）
現地説明会参加締切	9月1日（火）
現地説明会	9月2日（水）
質問書受付期限	9月8日（火）
申請書受付期限	9月18日（金）
暴力団照会等（一次審査）	9月下旬
第2回選考委員会（二次審査）	10月5日（月）
選定結果の通知	10月下旬
指定管理者の指定	12月議会議案提出
指定管理者の通知及び公表	12月下旬
基本協定書の締結	3月上旬